

一般ガス契約 (一般約款)

2020年 10月 1日



足利ガス株式会社

目 次

1.	目的	1
2.	一般約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	使用の申し込みおよび契約	1
5.	契約の成立および変更	1
6.	使用量の算定	1
7.	料金	2
8.	単位料金の調整	2
9.	その他	3
	付 則	
1.	この一般約款の実施期日	4
2.	この一般約款の実施に伴う切替措置	4
	(別表第1)	
1.	早収料金の算定方法	5
	(別表第2)	
1.	適用区分	7
2.	料金表	7

1. 目 的

この一般約款は、一般の需要に応じガスを供給する場合（選択約款の適用を希望しないお客様）のガス料金（以下「料金」といいます。）その他供給条件を定めたものです。

2. 一般約款の変更

当社は、この一般約款を変更することがあります。この場合、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の一般約款によるものといたします。

3. 用語の定義

この一般約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」およびガス小売供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「一般ガス契約」とは、一般の需要の応じ導管によりガスを供給し、選択約款に規定する条件が適用されない、あるいは選択約款の適用を希望されない契約をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切捨てます。
- (3) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款の消費税率は10パーセントです。

4. 使用の申し込みおよび契約

- (1) この一般約款によるガスの供給を希望される方は、あらかじめガス小売供給約款および一般約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

5. 契約の成立および変更

- (1) 一般ガス契約は当社が4（1）のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、その契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払期限日（以下「支払期限日」といいます。）までにお支払いいただきます。
- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、(3)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (3) 当社は、別表第2の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算定式により別表第2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1の1.(4)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格(トン当たり)

35,250円

②平均原料価格(トン当たり)

別表第1の1.(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり LNG 平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨

五入し10円単位といたします。) およびトン当たり LPG 平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。
(算定式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} = & \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9751 \\ & + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0463 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たり LNG 平均価格およびトン当たり LPG 平均価格は、当社に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額とします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この一般約款の実施期日

この一般約款は、2020年10月1日から実施いたします。

2. この一般約款の実施に伴う切替措置

当社は、2020年9月30日以前から継続して供給し、2020年10月1日から2020年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この一般約款の変更前の一般約款に基づき料金を算定いたします。

(別表第1)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8. 単位料金の調整の規定により算定した場合には、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 上記の算定式は次のとおりとなります。

(算定式)

早収料金=基本料金+(単位料金×使用量)(1円未満の端数切捨て)

- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料

金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

(別表第2)

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

①基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	880.00円
-------------------	---------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	165.00円
------------	---------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

①基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	1,441.00円
-------------------	-----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	136.95円
------------	---------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

①基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 991. 00 円
----------------------	--------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	130. 07 円
-------------	-----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表D

①基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	3, 652. 00 円
----------------------	--------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	121. 77 円
-------------	-----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表E

①基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	6, 204. 00 円
----------------------	--------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	116. 66 円
-------------	-----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表F

①基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	11, 132. 00 円
----------------------	---------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	110. 50 円
-------------	-----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。